

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 8 月 26 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500234号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500087号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年9月1日から平成25年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月から同年12月までの標準報酬月額については、10万4,000円から28万円とする。

平成24年9月1日から平成25年1月1日までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年9月1日から平成25年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が本来よりも低額となっている。平成24年4月から同年6月までの期間に支払われた報酬額が請求期間に係る標準報酬月額の定時決定の基礎とされたが、私は同年3月\*日から育児休業を取得していたため、同年4月から同年6月までのいずれの月も報酬の支払基礎日数(以下「支払基礎日数」という。)は17日未満であった。

したがって、請求期間の標準報酬月額は従前の標準報酬月額とすべきであるので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

平成24年の定時決定の標準報酬月額については、A社から年金事務所に提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」において、「算定基礎月の報酬支払基礎日数」の同年4月は「18日」、同年5月及び同年6月は「0日」と届け出られており、同年4月の報酬額「104,820円」を基に「104千円」と決定されていることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る「2012年4月度勤務届」には「特休8.0」と記載されていることが確認でき、事業主は、請求者について平成24年3月\*日から育児休業を開始しており、上記算定基礎届において同年4月の支払基礎日数を誤って届け出たことを認めている上、実際に同年4月に支給した給与は特別有給休暇「8日」分の給与であった旨を回答している。

一方、定時決定は、4月、5月及び6月の3か月間とも支払基礎日数が17日未満の場合は、年金事務所において従前の標準報酬月額で決定する旨の取扱いとなっている。

また、オンライン記録により、平成24年3月\*日から平成25年1月\*日まで、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間

に係る保険料についての徴収は行われたい旨定められていることから、当該期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間のうち、上記育児休業期間中の厚生年金保険料免除期間に該当する平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、従前の 28 万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、平成 25 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（平成 24 年 3 月から同年 12 月までの期間）外の期間である。

そして、請求者は、当該期間についても標準報酬月額の相違について訂正請求しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、事業主から提出された請求者に係る平成 25 年 1 月及び同年 2 月の給与支給明細書により、当該期間については、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額の報酬が支給されていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500186号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500088号

## 第1 結論

請求者のA社における平成2年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年8月及び同年9月の標準報酬月額については、18万円から20万円とする。

平成2年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年3月31日から同年4月1日に訂正し、平成3年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成3年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年8月1日から同年10月1日まで  
② 平成3年3月31日から同年4月1日まで

請求期間①については、厚生年金保険の記録では、A社における標準報酬月額が18万円となっているが、当時の給与の支給明細書では標準報酬月額が20万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②については、厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格喪失日は平成3年3月31日となっている。しかし、同社を退職したのは同年3月31日なので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は18万円と記録されているが、請求者から提出のあった給与の支給明細書により、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われ、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の平成2年8月及び同年9月の標準報酬月額については、給与の支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成2年8月1日から同年10月1日までの期間について、請求者に係る届出を社

会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、請求者が、平成3年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる上、請求者から提出された給与の支給明細書により、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、給与の支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成3年3月31日から同年4月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。